

寒川町議会議員及び寒川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行
規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和7年12月15日

寒川町選挙管理委員会

委員長 森 一 光

寒川町選挙管理委員会告示第58号

寒川町議会議員及び寒川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例施行規程の一部を改正する告示

寒川町議会議員及び寒川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行
規程（令和2年寒川町選挙管理委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

第13号様式中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。